

令和 7 年

行方市農業委員会

第 8 回総会会議録

(令和 7 年 8 月 2 6 日)

令和7年8月26日 行方市農業委員会第8回総会を行方市役所北浦庁舎第1会議室において開催し、その内容は次のとおりである。

1 本日の会議に付した議案

議案第46号	農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について
議案第47号	農地法第4条の規定による許可申請に対する転用許可について
議案第48号	農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可について
議案第49号	現況証明願について
議案第50号	令和8年度行方市農業施策に関する要望書について
議案第51号	農地中間管理事業の推進に関する農用地利用促進計画案の意見決定について
報告第35号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第36号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第37号	農業委員及び農地利用最適化推進委員活動状況について

2 本日の出席委員

1番 一村 栄	2番 豊村 由貴	3番 大原 一美
4番 野口 浩	5番 木村 守	6番 阿部 力男
7番 飯島 清	8番 関口 順一	9番 谷田川 栄
10番 近藤 芳子	11番 茂木 孝	12番 橋本 清
13番 横瀬 忠美	14番 本澤 政雄	15番 風間 啓次
16番 小沼 正二	17番 郡司 正彦	18番 椎名 勇
19番 高塚 利英		

本日の出席推進委員

1番 深澤 泉	2番 平山 正	3番 金田 景行
4番 宮寄 春樹	5番 箕輪 澄子	6番 森山 正一
7番 小澤 信一	8番 山崎 雄一	9番 一條 克之
10番 小嶋 得男	11番 横田 俊信	12番 宇井 勝之
13番 野原 賢一	14番 川島 隆道	15番 石田 充春
16番 千ヶ崎 敏男		

3 本日の欠席委員

なし

本日の欠席推進委員

なし

4 議事内容

(開会宣言) 午後 3時00分
(会長挨拶)

会	長	お忙しい中、第8回総会へ出席をいただき、ありがとうございます。 8月の下旬になりましたが、毎日危険な暑さが続いております。熱中症にならないように気を付けていただきたいと思います。 さて、今年も新米が出回る時期になりました。各地区の概算金を見ますと、前年参加が1万円以上引き上げたところが多く、農機や資材などの生産コストの高止まりする中、農家が営農を継続できる水準を重視しての設定だと思います。 最後になりますが、本日の議案のご審議をお願い申し上げて、挨拶といたします。
事	務	(議長の選出) ありがとうございました。 それでは、議事日程に入っていきますが、その前に資料の閲覧の準備をお願いいたします。 それでは、議事日程に入ります。 議長につきましては、農業委員会規則第5条第1項によりまして椎名会長に議長としての議事進行をお願いいたします。よろしくお願いいたします。
議	長	(委員の出席状況) それではまず、資格審査報告でございます。ただいまの出席委員は19名、欠席委員はゼロ名ですので、定数に達しておりますので、ただいまより令和7年行方市農業委員会第8回総会を開会いたします。
議	長	(会議録署名人の指名) 日程第1、会議録署名人の指名については、議長において次のように指名いたします。 7番飯島清委員 8番関口順一委員。
議	長	(書記の任命) 次に、日程第2、総会書記の任命については、事務局の稲田事務局長補佐、荒井係長を任命します。
議	長	(会期) 次に、日程第3、会期の決定であります。本日の会期は、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、会期は本日1日といたします。
議	長	(経過報告) 次に、日程第4、経過報告について、事務局より報告願います。
事	務	私から、7月の総会以降の行事につきまして説明をさせていただきます。 それでは、行事経過報告に基づきまして説明をさせていただきます。

まず、7月31日でございます。いばらき農業委員会女性協議会第21回定例総会、全農茨城県本部農機総合センターで開催されております。こちらにつきまして、内容につきましては、令和6年度事業報告並びに決算の承認について、また、令和7年の事業計画並びに収支予算の決定についてでございます。

また、講演としまして、とちぎ女性農業委員の会、女性農業委員の活動と雇用促進についてということで講演を聞いております。こちらにつきましては、近藤委員、豊村委員、箕輪委員、事務局で出席をしております。

続きまして、同じく7月31日でございます。いばらき農業委員会女性協議会の第1回役員会、こちらと同じ場所で開催をされております。こちらにつきまして、県内の現地検討会の開催場所について、また、講演の開催内容についても検討をしております。こちらには近藤委員が出席をしております。

8月7日でございます。八千代町農業委員会の事務研修の対応ということで、八千代町の農業委員会事務局が北浦庁舎にいたしまして、委員さん用のタブレットの購入につきましての問合せがありましたので、こちらに導入につきましての経過の説明をしております。こちら事務局で対応をしております。

続きまして、8月19日、環境保全行方市民協議会の総会ということで、北浦公民館で開催をされております。こちら令和6年度の事業報告及び収支決算、令和7年の事業報告、計画並びに収支予算の決定につきまして審議しています。こちらは会長が出席をしております。

8月26日、本日でございます。第8回総会を開催中でございます。

以上でございます。

(議案の審議)

議長 それでは、日程第5、議案の審議に入ります。

(議案第46号)

議長 議案第46号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についての件を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第46号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について下記のとおり許可申請があったので提案する。令和7年8月26日提出、行方市農業委員会 会長 椎名勇。

案件につきましては、第7項までとなっております。事務局説明は、事前に配付しておりますので割愛させていただきます。

なお、第1項から7項におきまして、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

議長 1項ごとに審議いたします。1項の調査員より調査の報告を求めます。2番、豊村委員。

2番 2番、豊村です。第1項について報告いたします。

この件は、木村委員にご協力いただき調査してまいりました。

		譲受人は、市内玉造在住の 60 代の農業の男性です。譲渡人は、同じく玉造在住の 40 代の会社員の男性で、2 人の関係は親戚になります。申請事由は、農業経営規模を拡大し、経営の安定を図るため、区分は、売買による所有権移転です。エシヤレット、ネギを栽培しており、農業従事日数は年間 250 日、農機具もそろっており、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、農機具等もそろっており、許可相当ということでした。質疑はありませんか。
		発言する者なし。
議	長	それでは、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、1 項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、2 項の調査員より調査の報告を求めます。3 番、大原委員。
3	番	3 番、大原です。2 項のご報告をいたします。調査については、阿部委員、一條推進委員、山崎推進委員と協力してまいりました。
		譲受人は、市内南高岡、86 歳の男性です。譲渡人は、南高岡、72 歳の女性です。土地は、南高岡、畑 132 平米です。申請理由は、農業経営の安定を図るため、代替による所有権移転です。取得する土地は自宅から約 100 メートル、1 分の距離となります。農機具も保有しており、所有環境も問題ないものでした。調査の結果、許可相当と判断いたしました。皆様のご審議のほど、よろしくお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、自宅から 100 メーター、時間にして 1 分、また、農機具等もそろっており、許可相当ということでした。質疑はありませんか。
		発言する者なし。
議	長	それでは、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、2 項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、3 項、4 項は関連がありますので、一括審議といたします。調査員より調査の報告を求めます。16 番、小沼委員。
1	6	番
		16 番、小沼です。これは椎名会長の案件でございます。
		3 項、4 項とも関連があるので、一括で調査報告をします。
		調査には、野口委員さん、推進委員が森山さん、箕輪さんの協力をいただきました。
		3 項、4 項の譲受人は、行方市小高在住、54 歳会社役員の男性の方です。2 項の譲渡人は、行方市南在住、82 歳女性の方、2 人の関係は親子です。4 項の譲渡人は、行方市南在住、56 歳会社員の男性の方です。2 人の関係は兄弟になります。申請理由は、新規就農になります。区分は、3 項、4 項とも売買による所有権移転です。権利取得後の経営面積は 6,649 平米となります。コシヒカリを作付けす

議	長	るそうです。農機具は、島並の男性の農機具を借用して耕作するそうです。調査の結果、許可相当と調査をしまいいりました。皆様のご審議よろしくお願ひします。 調査の結果は、取得した農地でコシヒカリを作り、農機具は近隣の男性から借りるということでした。そして、許可相当ということでした。質疑はありませんか。 発言する者なし。
議 全 議	長 員 長	それでは、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。 異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、3項、4項は原案のとおり可決いたします。
議 1 0	長 番	次に、5項の調査員より調査の報告を求めます。10番、近藤委員。 10番、近藤でございます。5項について調査報告いたします。 調査には、本澤委員、小嶋・横田両推進委員に協力をしていただきました。 受人は、行方市在住、70歳の農業兼会社経営の男性の方です。水稻3万7,991平米、野菜1万1,1250平米を作付けしております。申請地、田、3,839平米の渡人は、兄弟3人の共有名義であり、6分の1所有権持ち分は、行方市在住、72歳の男性の方、12分の5所有権持ち分は、行方市在住、69歳の農業の男性、12分の5所有権持ち分は、行方市在住、65歳の農業の男性の方です。申請事由は、農業経営規模拡大のためで、区分は売買による所有権移転です。3名の方の売買の申請は確認しております。農業従事日数も250日以上、農機具もそろっております。今回、建議を設定しようとする土地は、国道354号北浦小学校入り口から北西1キロ、自宅からも1キロ、車で5分の距離でございます。規模拡大したいためとのことであり、何の問題もなく許可相当と調査をしまいいりました。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、年間労働日数250日以上、農機具等もそろっており、許可相当ということでした。質疑はありませんか。 発言する者なし。
議 全 議	長 員 長	それでは、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。 異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、5項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、6項の案件につきましては、議事参与の制限により、関係委員は議事に参与することができないとされております。よって、関係委員の退室を求め、その間、暫時休憩といたします。 （休憩） 午後3時13分～午後3時14分
議 1 9	長 番	次に、6項の調査員より調査の報告を求めます。19番、高塚委員。 19番、高塚です。第6項について、調査報告をいたします。 調査には、野原推進委員に同行をお願いいたしました。 譲受人は、市内井上在住、農業の60代の男性の方です。譲渡人も、市内井上在

		住、無職の90代の男性の方です。申請事由は、農業経営の拡大ということです。区分は、売買による所有権移転となります。譲受人は、現在、825アールを耕作しており、主に水稻、露地野菜です。今回の農地は、親の代より耕作をしており、隣接する譲受人の農地と一体的に使われております。通作時間も自宅より3分、県道山田玉造線沿いで、なめがた地域医療センターより西へ600メートルぐらいのところにあります。年間従事日数も300日、農機具等もそろい、調査の結果は許可相当と判断をいたしてまいりました。皆様のご審議よろしく願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、年間労働日数300日、農機具等もそろっており、許可相当ということでした。質疑はありませんか。
		発言する者なし。
議	長	それでは、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、6項は原案のとおり可決いたします。
		ここで、関係委員の入室を求め、その間、暫時休憩といたします。
		（休憩） 午後3時16分～午後3時17分
議	長	再開いたします。
1	番	次に、7項の調査員より調査の報告を求めます。1番、一村委員。
		1番、一村です。第7項について報告いたします。
		この案件は、橋本委員、金田推進委員、宮寄推進委員の協力を得て行いました。譲受人は、新宮在住の60代の男性の方、譲渡人も、新宮在住の60代男性の方です。申請事由は、農業経営の規模拡大のためで、区分は、売買による所有権移転です。今回取得しようとする畑は、譲受人の保有する圃場と隣接しており、買い取って一枚の圃場として利用したいということです。家からの距離も歩いて5分ほどであり、許可相当と調査しました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議	長	調査の結果は、この畑は、受人の畑と隣接しており、歩いて5分ということで、許可相当ということでした。質疑はありませんか。
		発言する者なし。
議	長	それでは、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、7項は原案のとおり可決いたします。
		（議案第47号）
議	長	議案第47号 農地法第4条の規定による許可申請に対する転用許可についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事 務 局		議案第47号 農地法第4条の規定による許可申請に対する転用許可について下記のとおりの許可申請があったので提案する。令和7年8月26日提出、行方市農業委員会 会長 椎名勇。

		案件につきましては、第1項のみとなっております。事務局説明は、事前に配付しておりますので割愛させていただきます。以上です。
議 2	長 番	1項の調査員より調査の報告を求めます。2番、豊村委員。 2番、豊村です。第1項について報告いたします。 この件は、木村委員にご協力いただき調査してまいりました。 申請人は、68歳、玉造在住の農業の男性です。申請事由については、昭和5年に住宅を建築し、平成28年に車庫を建築して、農業機械を入れて使用していました。違反転用の是正です。申請地は、地目が畑であるため、変更する農地転用申請をします。なお、昭和5年に建てた住宅は解体済みです。場所は自宅続きの場所で、必要な書類も添付してあり、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、必要書類も添付してあり、許可相当ということでした。質疑はありませんか。 発言する者なし。
議 全 議	長 員 長	それでは、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。 異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、1項は原案のとおり可決いたします。
		（議案第48号）
議	長	議案第48号 農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事 務 局		議案第48号 農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可について下記のとおり許可申請があったので提案する。令和7年8月26日提出、行方市農業委員長 椎名勇。 案件につきましては、第8項までとなっております。事務局説明は、事前に配付しておりますので割愛させていただきます。以上です。
議 9	長 番	1項ごとに審議といたします。調査員より調査の報告を求めます。9番、谷田川委員。 9番、谷田川です。第1項についてご報告いたします。 調査については、麻生・太田両地区4名で調査をしてまいりました。 受人は、市内石神在住の建材業を営む男性です。渡人は、同じく市内小幡在住の相続人2名の方です。申請事由については、砂利採取のための一時転用。区分については、使用の貸借権となります。調査の結果、必要書類等も添付されており、許可相当と調査してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、必要書類も添付してあり、許可相当ということでした。質疑はありませんか。 発言する者なし。

議 全 議	長 員 長	それでは、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。 異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、1項は許可相当として原案のとおり可決いたします。
議 2	長 番	次に、2項の調査員より調査の報告を求めます。2番、豊村委員。 2番、豊村です。第2項について報告いたします。 この件は、木村委員にご協力いただき調査してまいりました。 譲受人は、神栖市に住む30代の団体職員の夫婦です。譲渡人は、市内玉造在住の60代の農業の男性で、関係は親子になります。申請事由は、自己用住宅を建築するため。権利の予定は使用貸借です。現在の家が手狭になり、跡取りでもあることから、実家である申請地に新しく家を建築したいとのこと。事業計画書、残高証明書、見積書、その他関係書類も整っており、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、事業計画書と関係書類も添付してあり、許可相当ということでした。質疑はありませんか。 発言する者なし。
議 全 議	長 員 長	審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。 異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、2項は原案のとおり可決いたします。
議 1 6	長 番	次に、3項の調査員より調査の報告を求めます。16番、小沼委員。 16番、小沼です。これは椎名会長の案件でございます。第3項の調査報告をします。 調査員は、野口委員さん、推進委員は森山さん、箕輪さんの協力をいただきました。 譲受人は、鹿嶋市在住、31歳の男性の方です。譲渡人は、行方市島並在住、88歳の男性の方です。2人の関係は、孫と祖父になります。申請理由は、自己用住宅になります。区分は、使用貸借権です。結婚後、鹿嶋のアパートに住んでいるが、両親の住んでる市営住宅が老朽化のため退去を言われており、これを機に両親と同居をするために二世帯住宅を建設したいところです。関係書類も添付しており、許可相当と調査をしてまいりました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、関係書類も添付してあり、許可相当ということでした。質疑はありませんか。 発言する者なし。
議 全 議	長 員 長	審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。 異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、3項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、4項の調査員より調査の報告を求めます。9番、谷田川委員。

9	番	9番、谷田川です。第4項の調査報告をいたします。 調査については、麻生・太田地区4名で調査をしてまいりました。 譲受人は、東京都に本店を置く太陽光事業を営む法人です。渡人は、潮来市在住の男性です。申請事由については、太陽光発電設備。区分は、売買による所有権移転です。なお、この土地は2月に、農振農用地の除外申請が出されています。調査の結果、関係書類等も整っており、許可相当と調査をしてまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、関係書類も添付してあり、許可相当ということでした。質疑はありませんか。 発言する者なし。
議	長	審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、4項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、5項の調査員より調査の報告を求めます。5番、木村委員。
5	番	5番、木村です。5項の報告をいたします。 この案件については、豊村委員とともに調査してまいりました。 譲受人は、行方市玉造甲在住、36歳看護師の女性の方です。譲渡人は、鉾田市当間在住、不動産業をしている86歳の男性の方です。申請事由については、居住地に自家用駐車場等の駐車スペースがなく、隣接している畑が駐車場として適しているので、自己資金で駐車場を整備したいとのことです。区分は、売買による所有権移転です。転用目的です。場所は、玉造中学校脇、国道354号線を鉾田市に向かい感応式の信号の手前、右側分譲地にあります。事業計画書、資金計画書も添付しているため、許可相当と調査してまいりました。ご審議よろしく願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、事業計画書等、関係書類も添付してあり、許可相当ということでした。質疑はありませんか。 発言する者なし。
議	長	審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、5項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、6項、7項は関連がありますので、一括審議といたします。
8	番	調査員より調査の報告を求めます。8番、関口委員。 8番、関口です。6項、7項については関連がありますので、一括して調査報告をいたします。 この案件は、風間委員、飯島委員、石田推進委員、千ヶ崎推進委員の協力を得て現地調査を行いました。 6項、7項の譲受人は、市内浜在住の会社法人で、代表取締役27歳の男性です。6項の譲渡人は、市内玉造在住の男性の方です。申請事由は、建売住宅用地で、特

		定建築条件付売買予定地です。区分は、売買による所有権移転になります。譲渡人は、人口減少に伴う行方市の活性化の一助となるべく、住宅用地の開発を手掛けております。近隣には市役所庁舎、大型店舗が立地しているものの、申請地は長い間耕作されていないままでいて、今回、申請地を選定し譲渡人の理解を得たものです。譲渡人は高齢であり、後継者もないため、有効に活用していただけるならとの思いから、譲受人の要望に応えたものです。7項の譲渡人は、市内玉造在住の男性です。申請事由は、やはり建売住宅用地で、特定建築条件付売買予定地です。区分は、売買による所有権移転になります。譲受人は、やはり人口減少に伴う行方市の活性化の一助となるべく、住宅用地の開発を手掛けており、近隣には市役所庁舎、大型店舗などが立地しているものの、申請地は長い間耕作されていない土地を選定し譲渡人の理解を得たものです。譲渡人は高齢であり、後継者もないため、有効に活用していただけるならとの思いから、譲受人の要望に応えたものです。6項、7項の場所は、玉造の老人福祉施設の南側です。調査の結果、6項、7項とも事業計画書、資金計画書等もそろっており、何の問題もなく許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議	長	調査の結果は、申請地は長い間休耕地となっており、また、そして事業計画書等、関係書類も添付してあり、許可相当ということでした。質疑はありませんか。発言する者なし。
議	長	審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、6項及び7項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、8項の調査員より調査の報告を求めます。8番、関口委員。
8	番	8番、関口です。8項について調査報告をいたします。 この案件は、風間委員、飯島委員、石田推進委員、千ヶ崎推進委員の協力を得て現地調査を行いました。 8項の譲受人は、市内浜在住の会社法人で、代表取締役27歳の男性です。8項の譲渡人は、市内玉造在住の男性です。申請事由は、自動販売機設置用地で、区分は、売買による所有権移転です。譲渡人は、人口減少に伴う行方市の活性化の一助となるべく、住宅用地の開発を手掛けており、申請地の近隣には市役所庁舎、大型店舗などが立地されているものの、申請地は長い間休作をされ、使用されていませんでした。申請地を選定して、譲渡人の理解を得たものです。譲渡人は高齢であり、後継者もないため、有効に活用していただけるならとの思いから、譲受人の要望に応えたものです。余剰地の有効利用と近隣住民の利便性を考慮し、自動販売機設置用地とすることにしました。場所は、玉造の老人福祉施設の南側です。調査の結果、事業計画書、資金計画書もそろっており、何の問題もなく許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議	長	調査の結果は、長い間休耕地となっており、そして事業計画書等、関係書類も添付してあり、許可相当ということでした。質疑はありませんか。発言する者なし。

議 全 議	長 員 長	審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。 異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、8項は原案のとおり可決いたします。
		(議案第49号)
議 事 務 局	長	議案第49号 現況証明願についての件を議題といたします。事務局より説明願います。 議案第49号 現況証明願について下記のとおり証明願があったので提案する。令和7年8月26日提出、行方市農業委員長 椎名勇。 案件につきましては、第3項までとなっております。事務局説明は、事前に配付しておりますので割愛させていただきます。以上です。
議 5	長 番	1項ごとに審議いたします。1項の調査員より調査の報告を求めます。5番、木村委員。 5番、木村です。 この案件については、豊村委員とともに調査してまいりました。 申請人は、玉造甲在住の女性の方です。土地は、相続した2つであります。申請事由は、地目変更登記のため非農地証明の交付になります。申請地は、茨城県が指定した急傾斜地崩壊危険区域内にあり、段差がある土地で、20年以上前から畑が山林化していました。場所は、玉造中学校テニスコート西側から県道鹿田玉造線に向かい2軒目の右側にあります。必要な書類もそろっており、非農地証明の交付は妥当であると調査してまいりました。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、20年以上耕作されておらず山林化して、必要書類もあり、許可相当ということでした。質疑はありませんか。 発言する者なし。
議 全 議	長 員 長	それでは、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。 異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、1項は証明書を交付することに決定いたします。
議 1 6	長 番	次に、2項の調査員より調査の報告を求めます。16番、小沼委員。 16番、小沼です。2項の調査報告をします。 この調査には、麻生・太田4人で調査をしてまいりました。 申請人は、行方市麻生、70代の男性の方です。願出要旨は、地目変更登記のため。区分は、非農地証明です。現地を確認してまいりましたが、40年前から雑種化っており、復元するのも困難な状況です。場所は、国道354号線と県道水戸鉾田佐原線の交差点から西に100メートル程度の場所にあります。証明願の発行に何ら問題ないと調査をしてまいりました。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。
議	長	調査の結果は、40年前耕作しておらず復元困難ということで、許可相当というこ

		とでした。質疑はありませんか。
		発言する者なし。
議 全 議	長 員 長	それでは、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。 異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、2項は証明書を交付することに決定いたします。
議 1 6	長 番	次に、3項の調査員より調査の報告を求めます。16番、小沼委員。 16番、小沼です。3項の調査報告をします。 この調査には、麻生・太田4人で調査をまいりました。 申請人は、行方市麻生、80代女性の方です。願出要旨は、地目変更の登記のため。区分は、非農地証明です。現地を確認してまいりましたが、約20年前から休耕地で山林化しており、復元するのも困難な状況です。場所は、解体業社の東側から500メートル付近になります。証明願の発行に何ら問題ないと調査をまいりました。皆様のご審議よろしく申し上げます。
議	長	調査の結果は、20年以上前から耕作されておらず、山林化しており復元困難ということで、許可相当ということでした。質疑はありませんか。 発言する者なし。
議 全 議	長 員 長	それでは、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。 異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、3項は証明書を交付することに決定いたします。
		(議案第50号)
議	長	議案第50号 令和8年度行方市農業施策に関する要望書についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事 務 局		議案第50号 令和8年度行方市農業施策に関する要望書について下記のとおり提案する。令和7年8月26日提出、行方市農業委員長 椎名勇。 別紙、資料ナンバー1をご覧くださいと思います。 こちらは、委員の皆様より6月中にご意見をいただき、先月7月25日に農政部会を開催し、協議を行い取りまとめたものを本日提案させていただいております。 内容につきましては、農政部会本澤部会長よりご報告いただきたいと思います。以上です。
議 1 4	長 番	それでは、本澤農政部会長より説明をお願いいたします。 14番、本澤です。 ただいま事務局のほうからありましたように、本年度も来年度の予算編成に当たりまして、行方市の基幹産業である農業において、現場の声を集約した農業施策に関する要望書を市に提出したいと考えております。 それでは、資料ナンバー1の令和8年度農業施策に関する要望書に基づきご説明をいたしたいと思います。 全体の構成につきましては、農地保全と有効利用対策について、担い手・経営対策

		の強化について、農業委員会組織対策について、基本農業の確立対策についての4項目で構成をしております。 最初に、農地保全と有効利用対策についてですが、担い手の農地利用の集積・集約のために、地域計画の推進を求める内容となっております。また、中間管理機構の推進、相続登記義務化の推進、稲作農家の育成及び保護を求める内容となっております。 次に、担い手・経営対策の強化についてですが、肥料・飼料、農業資材・流通経費の価格高騰に対する農業安定対策、担い手から経営を継承した後継者、移譲希望者から経営を継承する第三者継承者に対する支援を求める内容となっております。 次に、農業委員会の組織対策についてですが、地域計画の推進に伴う業務量の増加を踏まえた事務局の体制整備をお願いするものというような内容となっております。 最後に、基本農政の確立対策についてですが、鳥獣外対策の支援強化、地産地消や食育等の推進、大規模自然災害への備えと復旧・復興対策、太陽光発電設備設置に係る条例等の設定をお願いする内容となっております。 以上、令和8年度要望書について、簡単ではありますがご説明をさせていただきました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。
議	長	ただいま、本澤農政部会長から説明を受けました。要望書につきましては、農政部会中心に検討を重ねた結果であります。
		審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、令和8年度行方市農業施策に関する要望書については、原案のとおり決定いたします。
		（議案第51号）
議	長	議案第51号 農地中間管理事業の推進に関する農用地利用集積等促進計画案の意見決定についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事	務	報告第51号 農地中間管理事業の推進に関する農用地利用促進計画案の意見決定について下記のとおり意見を求められたので提案する。令和7年8月26日提出、行方市農業委員長 椎名勇。
局		別紙資料ナンバー2をご覧いただきたいと思います。
		行方市長より、行方市農業委員長宛てに、農用地利用促進計画案に係る意見を述べられております。計画案は、令和7年10月1日始期の新規24件、54筆、11万7,618平米となります。詳細につきましては、次のページの一覧表でご確認いただきたいと思います。以上です。
議	長	説明が終わりました。質疑はありませんか。
		発言する者なし。
議	長	それでは、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 議	員 長	異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、農地中間管理事業の推進に関する農用地利用集積等促進計画案の意見決定については、原案のとおりと決定いたします。
議	長	（報告第３５号）（報告第３６号）（報告第３７号） 次に、報告案件に入ります。報告第３５号 農地法３条の３第１項の規定による届出書の受理について、報告第３６号 農地法第１８条第６項の決定による通知書の受理について、報告第３７号 農業委員及び農地利用最適化推進委員活動状況について、以上の報告案件について、一括して事務局より説明願います。
事 務 局		報告第３５号 農地法第３条の３第１項の規定による届出書の受理について下記のとおり報告する。令和７年８月２６日提出、行方市農業委員長 椎名勇。 こちらは、相続による所有権を取得された方の届出５件の一覧になっております。ご確認ください。 続きまして、報告第３６号 農地法第１８条第６項の規定による通知書の受理について下記のとおり報告する。令和７年８月２６日提出、行方市農業委員長 椎名勇。 こちらは、合意解約により賃貸借を解約した通知があった５件の一覧になりますので、ご確認ください。 続きまして、報告第３７号 農業委員及び農地利用最適化推進委員活動状況について下記のとおり報告する。令和７年８月２６日提出、行方市農業委員長 椎名勇。 こちらは、先月に提出いただきました活動記録簿を集計したものになります。こちらでもご確認いただければと思います。以上です。
議 全 議	長 員 長	報告案件について質疑を求めます。ご異議ございませんか。 異議なし。（全員一致） 異議なしと認めます。
議	長	（閉会宣告） 午後３時５８分 これにて、本総会に付議された案件の審議は全て終了しました。よって、第８回総会を閉会といたします。ご苦労さまでした。